

鳴門教育大学情報基盤センター規則

平成17年 3 月 14 日

規則第 3 号

改正 平成19年 1 月 31日規則第 1 号
平成20年 3 月 17日規則第 6 号
平成22年 3 月 24日規則第18号
平成23年 3 月 9 日規則第 3 号
平成23年 3 月 31日規則第 9 号
平成26年 3 月 24日規則第15号
平成29年 3 月 8 日規則第15号
平成31年 3 月 13日規則第15号
令和 2 年 3 月 19日規則第 8 号
令和 6 年 12月 26日規則第11号
令和 8 年 3 月 11日規則第21号

鳴門教育大学情報処理センター規則（平成16年規則第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第20条の規定に基づき、鳴門教育大学情報基盤センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定める。

（目的）

第2条 センターは、鳴門教育大学（以下「本学」という。）の学術研究及び情報教育に資するほか、学内の情報基盤を整備することを目的とする。

（業務）

第3条 センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学の情報基盤の整備に関すること。
- (2) 学術研究のための利用に関すること。
- (3) 情報教育のための利用に関すること。
- (4) 学内情報ネットワークの整備・運営に関すること。
- (5) その他必要な情報基盤に関すること。

（分野）

第4条 センターに、次に掲げる分野を置く。

- (1) 情報システム分野
- (2) 情報教育分野

（職員）

第5条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター所長
- (2) センターに兼務を命じられた教員
- (3) その他の職員

2 前項の職員のほか、センター所長が必要と認める場合は、副センター所長を置くことができる。

(1) 副センター所長は、本学の教員のうちからセンター所長の意見を聴いて、学長が命ずる。

(2) 副センター所長の任期については、鳴門教育大学センター所長選考規則（平成16年規則第18号）第4条の規定を準用する。

(職務)

第6条 センター所長は、センターの管理運営を統括する。

2 副センター所長は、センター所長の職務を補佐する。

3 情報基盤センターに兼務を命じられた教員は、センターの業務を処理する。

4 その他の職員は、センターの業務に従事する。

(センター会議)

第7条 センターに、センター会議を置く。

2 センター会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 第5条に規定する職員

(2) その他センター所長が必要と認めた者

3 センター会議に議長を置き、センター所長をもって充てる。

4 議長は、センター会議を招集し、その議長となる。

5 センター会議は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 情報基盤の整備・運営に関すること。

(2) センターの運営方針案に関すること。

(3) センターの年度業務実施計画案に関すること。

(4) センター人事、予算に関すること。

(5) センターの業務の実施に関すること。

(6) その他センターの運営に必要な事項

(事務)

第8条 センターに関する事務は、企画戦略部DX推進・広報課において処理する。

(細則)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。